

議案第 37 号

市川市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の
制定について

市川市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を次のように
定める。

平成 24 年 11 月 30 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 45 条第 3 項の
規定に基づき、市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれ
らに附置される補助標識（次条において「案内標識等」という。）の寸法を定
めるものとする。

(案内標識等の寸法)

第 2 条 案内標識等の寸法は、別表に定めるとおりとする。

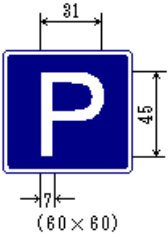
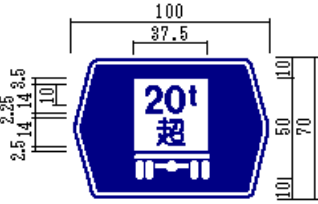
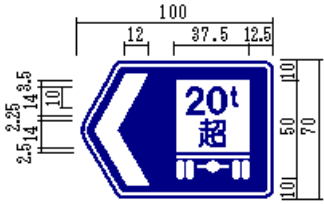
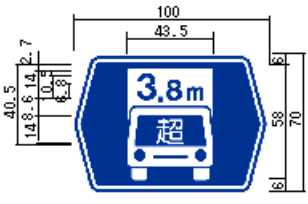
附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

案内標識

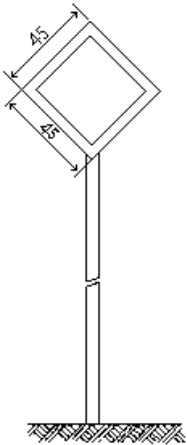
市町村（101）	都府県（102-A）	入口の方向（103-A）
入口の方向（103-B）	入口の予告（104）	方面、方向及び距離（105-A）
方面、方向及び距離（105-B）	方面、方向及び距離（105-C）	方面及び距離（106-A）
方面及び方向の予告（108-A）	方面及び方向の予告（108-B）	方面及び方向（108の2-A）

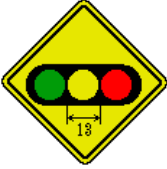
方面及び方向 (1 0 8 の 2 - B)	方面、方向及び道路の通称名の予告(1 0 8 の 3)	方面、方向及び道路の通称名 (1 0 8 の 4)
		
著名地点 (1 1 4 - A)	著名地点 (1 1 4 - B)	主要地点(1 1 4 の 2 - A)
		
主要地点(1 1 4 の 2 - B)	非常電話 (1 1 6 の 2)	待避所 (1 1 6 の 3)
		
非常駐車帯 (1 1 6 の 4)	駐車場 (1 1 7 - A)	登坂車線 (1 1 7 の 2 - A)
		
総重量限度緩和指定道路 (1 1 8 の 3 - A)	総重量限度緩和指定道路 (1 1 8 の 3 - B)	高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - A)
		

高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)	道路の通称名(119-A)	道路の通称名(119-B)
道路の通称名(119-C)	まわり道(120-A)	まわり道(120-B)
エレベーター (121-A)	エレベーター (121-B)	エレベーター (121-C)
エスカレーター (122-A)	エスカレーター (122-B)	エスカレーター (122-C)
傾斜路(123-A)	傾斜路(123-B)	傾斜路(123-C)

乗合自動車停留所 (1 2 4 - A)	乗合自動車停留所 (1 2 4 - B)	乗合自動車停留所 (1 2 4 - C)
		
便所 (1 2 6 - A)	便所 (1 2 6 - B)	便所 (1 2 6 - C)
		

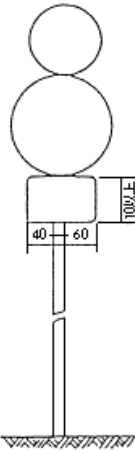
警戒標識

標示板の規格	十形道路交差点あり (2 0 1 - A)	ト形 (又は┘形) 道路交 差点あり (2 0 1 - B)
		
	T形道路交差点あり (2 0 1 - C)	Y形道路交差点あり (2 0 1 - D)
		
ロータリーあり (2 0 1 の 2)	右 (又は左) 方屈曲あり (2 0 2)	右 (又は左) 方屈折あり (2 0 3)
		

右（又は左）背向屈曲あり （ 2 0 4 ）	右（又は左）背向屈折あり （ 2 0 5 ）	右（又は左）つづら折 りあり（ 2 0 6 ）
		
踏切あり（ 2 0 7 - A ）	踏切あり（ 2 0 7 - B ）	学校、幼稚園、保育所等あ り（ 2 0 8 ）
		
信号機あり （ 2 0 8 の 2 ）	すべりやすい（ 2 0 9 ）	落石のおそれあり （ 2 0 9 の 2 ）
		
路面凹凸あり（ 2 0 9 の 3 ）	合流交通あり（ 2 1 0 ）	車線数減少（ 2 1 1 ）
		
幅員減少（ 2 1 2 ）	二方向交通 （ 2 1 2 の 2 ）	上り急勾配あり （ 2 1 2 の 3 ）
		
下り急勾配あり （ 2 1 2 の 4 ）	道路工事中（ 2 1 3 ）	横風注意（ 2 1 4 ）
		

動物が飛び出すおそれあり（２１４の２）	その他の危険（２１５）
	

補助標識

標示板の規格	距離・区域（５０１）	通学路（５０８）
	この先100m ここから50m 市内全域	通学路
	踏切注意（５０９の２）	横風注意（５０９の３）
	踏切注意	横風注意
動物注意（５０９の４）	注意（５０９の５）	注意事項（５１０）
動物注意	注 意	踏 屑 弱 し 安全速度 30 (30×30)
方向（５１１）	地名（５１２）	始点（５１３）
	市川市 真 間	始 点
終点（５１４）		
終 点		

備考

1 案内標識及び警戒標識の標示板の寸法

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

イ 市道に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 市道に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道（(120-A)）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 市道に設置する「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 市道に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（(119-C)）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 市道に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称

名」、「著名地点（（１１４－Ｂ））」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その２分の１の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを１．５倍、２倍、２．５倍又は３倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
７０以上	３０
４０、５０又は６０	２０
３０以下	１０

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの０．６倍の大きさとする。

エ 「著名地点（（１１４－Ｂ））」を表示する案内標識の文字の大きさは、１０センチメートルを標準とする。

オ 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの１．７倍以下の大きさとする。

カ 市道に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の０．７倍以下の大きさとする。

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(7) 案内標識

縁は、市道に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道 ((120-B))」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(4) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識の標示板の寸法

- (1) 図示の寸法を基準とする。
- (2) 補助標識は、その附置される案内標識及び警戒標識の標示板の拡大率と同じ比率で拡大することができる。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第３７号）における道路法の改正により、本市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。